

共和町ふれあいトーク実施要綱

(目的)

第1条 町内で活動する団体やグループ等の希望を受け、町長が直接出向き、町の政策や施策などについて意見交換を行う（以下「ふれあいトーク」という。）ことにより、町政について理解を深め、町民との協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この事業の対象は、町内に在住又は在勤するおおむね5人から20人程度の者で構成された団体及びグループ等（以下「団体等」という。）とする。

(実施制限)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ふれあいトークを実施しないことができる。

- (1) 公の秩序、又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 特定の営利事業の支援につながるおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治団体や宗教団体に特別の利益や不利益となるおそれがあるとき。
- (4) 苦情や要望、陳情及び交渉を主たる目的となるおそれがあるとき。
- (5) 申込日から6箇月以内に町長と懇談の機会を持ったことがあるとき。
- (6) その他ふれあいトークの目的に反し、実施が適当でない認められるとき。

(実施日時)

第4条 実施日時は役場庁舎開庁日の午前9時から午後8時までの間の90分以内とし、団体等と企画振興課で協議により決定する。ただし、次の各号に掲げる期間には実施しないものとする。

- (1) 共和町議会会期中
- (2) 共和町長選挙の選挙期日以前の1箇月間

(実施場所)

第5条 実施場所は原則町内の公共施設とし、その確保は企画振興課が行うものとする。

(申込み)

第6条 ふれあいトークの開催を希望する団体等の代表者（以下「代表者」という。）は、原則として実施希望日の30日前までに共和町ふれあいトーク申込書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(決定)

第7条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、内容等を確認の上、実施の可否を決定し、共和町ふれあいトーク可否通知書（別記第2号様式）により代表者に通知するものとする。

(町側出席者)

第8条 ふれあいトークには、町長に加え、原則として副町長、教育長が出席する。ただし、町長が特に必要と認める場合には、職員を出席させることができる。

(広報等)

第9条 ふれあいトークの実施内容について、町広報紙及びホームページ等にその内容を掲載することができる。

(庶務)

第10条 ふれあいトークの庶務は企画振興課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。